

JCHO りつりん病院 実習生受け入れ実施要綱

(実習生の受け入れについて)

第1条 本要綱は、JCHO りつりん病院（以下「病院」という。）が、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養士、臨床工学技士など医療技術者の養成、および事務員の体験実習を目的とする、公立等の学校若しくは養成所等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の学生に係わる病院実習を養成機関等から委託され、当該学生を受託実習生（「以下実習生」という。）として受け入れる場合の取り扱いについて定めるものとする。

(申請)

第2条 養成機関等は、学生の実習を当院に委託しようとするときには、実施日の3ヶ月前に原則別紙「実習受け入れ申請書」（様式1）を院長に提出するものとする。
院長は、病院の業務に支障が無いと認めた場合は、実習生として受け入れることができる。

(経費)

第3条 第2条の規定により許可を受けた養成機関は、実習に要する経費（以下「実習料」という。）を実習生一人につき許可された実習期間の日数に応じて支払うこと。
実習料の額は、「実習料単価表」（別表）のとおりとする。なお、振込手数料は養成機関当の負担とする。

(手続き)

第4条 実習生は、原則実習開始10日前までに「誓約書」（様式2）および「ワクチン接種歴・抗体検査結果報告書」（様式3）を提出すること。その他必要書類については指定期日までに提出すること。

(実施)

第5条 実習生は、実習を行う所属長の指示に基づき実習を行なうものとする。また実習開始時には、感染防止対策と医療事故防止についてのオリエンテーションを指導者から受ける。

実習終了時には実習の振り返りを実習生とともに行なう。

また、実習には以下の研修を修了した者が優先的に実習指導者として指導に当たる。

医師：卒後臨床研修指導医養成講習会（厚労省）

看護師：保健師助産師看護師実習指導者講習会（厚労省）

薬剤師：認定実務実習指導薬剤師（日本薬剤師研修センター認定）

臨床検査技師：臨地実習指導者講習会（日本臨床検査学教育協議会）

診療放射線技師：臨床実習指導者講習会（日本診療放射線技師会）

管理栄養士：「指導力育成実務研修」（日本栄養士会生涯教育制度）

臨床工学技士：臨床実習指導者講習会（日本臨床工学技士会・日本臨床工学技士教育施設協議会）

理学療法士：臨床実習指導者講習会

作業療法士：臨床実習指導者講習会

言語療法士：臨床実習指導者講習会

(心得)

第6条 実習を行なうにあたり、実習生は、病院のルールを守り、実習を行なうこと。

(許可の取り消し)

第7条 院長は、実習生としてふさわしくない行為があったときは、受け入れの許可を取り消し、当該実習生の実習を停止させることができる。

(損害賠償等)

第8条 実習生に実習を委託した養成機関等は、当該実習生の故意または過失により生じた施設および設備当の損傷については、法令等の定めるところによりその責を負うものとする。

(実習中の事故対応)

第9条 実習中に、医療事故が発生した場合、指導者は患者安全に努め、速やかに医療安全管理者への報告を行なう。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもの他、実習生に関する必要な事項は、双方協議の上院長が別に定める。

附 令和7年4月1日作成

【別表】

実習料単価表

| 区分 | 金額（円/人/日） |
|-----------------------|------------|
| 医学部学生 | 2,000円（下限） |
| 薬剤学生 | 7,000円（下限） |
| 栄養士 | 1,500円 |
| 臨床検査技師学生 | |
| 診療放射線技師学生 | |
| 理学療法士学生 | |
| 作業療法士学生 | |
| 言語聴覚士学生 | |
| 臨床工学士 | |
| 看護学生 | |
| ソーシャルワーカー | |
| その他 | |
| 看護師（認定看護師・認定看護管理・大学院） | 5,000円 |